

上山市告示第41号

令和7年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

上山市長 山 本 幸 靖

令和7年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業の新規受注開拓を推進し、市内産業の振興を図るため、市内中小企業が新規受注開拓に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、別表に掲げる業種を主たる事業とし、市内に本社又は事業所を持つ法人若しくは個人をいう。
- (2) 商談会等 令和7年度中に県外で開催される新規受注開拓を目的とした自社製品又は技術を紹介する展示商談会等（展示即売を行うものを除く。）のうち、市長が認めたものをいう。
- (3) 商談会等出展支援事業（一般枠） 中小企業が商談会等に出展した場合をいう。
- (4) 商談会等出展支援事業（特別枠） 中小企業が上山市産業振興アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の助言等に基づき製作又は改良した製品を商談会等に出展した場合をいう。ただし、アドバイザーの助言等に基づき製作又は改良した製品について、この申請対象とすることができるのは1つの製品につき1回のみとする。
- (5) 備品 商談会の出展の際に使用するもので、展示及び来場者等への配布を目的としないもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小企業であって、市税の未納がないものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 国又は県が実施する同種の補助金等を活用して行う事業でないもの
- (2) 令和7年度中に費用の支払いが完了する事業であるもの

2 補助対象経費は、次に定める経費とする。ただし、消費税を除く。

- (1) 商談会等出展料
- (2) 小間の設置及び装飾に要する経費
- (3) 小間に設置する備品の購入及び賃借に要する経費
- (4) 小間に設置する備品の運搬に要する経費
- (5) その他商談会等への出展に要する経費のうち、市長が必要と認めた経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 商談会等出展支援事業（一般枠） 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じ、千円未満を切り捨てた額又は200千円のいずれか低い額以内の額とする。
- (2) 商談会等出展支援事業（特別枠） 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じ、千円未満を切り捨てた額又は400千円のいずれか低い額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金交付対象事業者（以下「対象事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 事業報告書（様式第3号）
- (4) 市税の未納がないことを証明する書類
- (5) 商談会等の開催概要を確認することができるパンフレットその他の書類
- (6) 対象事業者が商談会等に出展したことが確認できる書類（商談会等の主催者の発行する出展申込受理を証する書類等）
- (7) 出展した製品の一覧を示す書類（商談会等出展支援事業（特別枠）での申請の場合は、どの製品がアドバイザーの助言等により製作又は改良された製品かわかるように記載すること）
- (8) 出展状況を示す写真等
- (9) 補助対象経費の領収書等支払いを確認することができる書類の写し

2 申請については、1事業者につき1回のみ可能とする。

(補助金交付決定)

第7条 市長は、前条の書類等の提出があったときは、速やかに書類等の審査、現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、令和7年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付・不交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第4号）により通

知する。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、第6条の書類の提出をもって、規則第14条の規定による実績報告に代えるものとする。

2 規則第15条の規定にかかわらず、前条第2項に規定する通知をもって規則第15条に規定する補助金額の確定通知に代えるものとする。

（決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、その旨を令和7年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助対象事業者に通知し、期限を定めて当該補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

（1） 補助金対象事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定後、補助金の交付要件を満たしていない事由が生じたとき。

（3） その他前2号に準ずるものとして市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

（重複補助の禁止）

第10条 補助対象者の実施する事業が、市が実施するその他の補助制度を利用することができる場合は、原則として市が実施するその他の補助制度を利用することとし、この補助金と重複することはできないものとする。

（帳簿等の備付）

第11条 補助金交付対象事業者は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

日本標準産業分類（第14回改定）上の業種名

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業(102酒類製造業を含み、105たばこ製造業を除く。)
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業（家具を除く。)
- 13 家具・装備品製造業（132宗教用具製造業を除く。)
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（276武器製造業を除く。)
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業
- 58 飲食料品小売業（ただし、製品の製造を伴うものに限る。)

上山市長 氏 名 様

住所又は所在地
企業名
代表者名

令和 7 年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 7 年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金を交付されるよう関係書類を添付して申請します。

記

1 申請区分	☐ 商談会等出展支援事業（一般枠） ☐ 商談会等出展支援事業（特別枠）
2 補助対象額等	（補助対象経費（税抜）の合計） × （補助率） _____ 円 × 1 / 2
3 補助金交付申請額	_____ 円
4 添付書類	【商談会等出展支援事業】 ☐ 収支決算書（様式第 2 号） ☐ 事業報告書（様式第 3 号） ☐ 市税の未納がないことを証明する書類 ☐ 商談会等の開催概要を確認することができる書類 ☐ 対象事業者が商談会等に出展したことが確認できる書類 ☐ 出展した製品の一覧を示す書類 （特別枠の場合、アドバイザーの助言等により製作又は改良された製品についてはその旨を特記すること） ☐ 出展状況を示す写真等 ☐ 補助対象経費の支払いを確認することができる書類の写し

様式第2号（第6条関係）

収支決算書

1 収 入

（単位：円）

項 目	予算額（税抜）	決算額（税抜）	説 明
自己資金			
市補助金			
そ の 他			
合 計			

2 支 出

（単位：円）

項 目	予算額（税抜）	決算額（税抜）	補助対象額 （税抜）	説 明
合 計				

（注1）説明欄には項目に係る経費の具体的積算内訳を記入することとし、記入欄が不足する場合には「別紙のとおり」とし、別紙を添付すること。

（注2）「2 支出」における「補助対象額」欄には、決算額から補助対象外経費を除いた額を記入すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

商談会等出展支援事業報告書

商談会等名称		
出展製品の概要・説明		
出展小間数・面積	小間数 面 積	小間 ㎡
自社ブースへの来場者	名	
過去の出展回数	回	
期間中の商談件数	件	
期間後の商談件数	件	
商談成立件数	件	
出展効果		

（注）記入欄が不足する場合は記入欄を「別紙のとおり」とし、別紙を添付すること。

様式第 4 号（第 7 条関係）

指令 第 号
年 月 日

住所又は所在地
企業等名
代表者氏名

上山市長 氏 名 印

令和 7 年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金 交付・不交付
決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付で申請がありました令和 7 年度上山市新規受注開拓支援事業
費補助金の交付・不交付を下記のとおり決定しましたので、同補助金交付要綱第 7 条第
2 項の規定により通知します。

記

1 決定内容	☐ 交付 ☐ 不交付
2 申請区分	☐ 商談会等出展支援事業（一般枠） ☐ 商談会等出展支援事業（特別枠）
3 当該交付決定額 （交付の場合のみ記載）	円
4 決定の理由 （不交付の場合のみ記載）	

指令 第 号
年 月 日

住所又は所在地
企業等名
代表者氏名

上山市長 氏 名 印

令和 7 年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で決定しました令和 7 年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付について下記の理由により交付決定を取り消しましたので、同補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

なお、既に交付しております補助金については、年 月 日までに返還してください。

記

1 取消理由	
2 交付決定取消額	円